

教職員の道路交通法違反(指定速度超過)による懲戒処分について

このことについては、下記のとおり執行したので、その概要を公表する。

記

1 該当者

- (1) 校 種 浜田教育事務所管内の中学校
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 40 歳代
- (4) 性 別 男

2 処分内容 減給 10 分の 1 3 月

3 処分期日 令和8年8月21日

4 事実概要及び処分理由

該当教諭は、令和8年4月20日(月)18時ごろ、退勤途中であった浜田道(高速道路)旭インターチェンジ付近において、制限速度 70 km/h のところを 125 km/h で走行し検挙された。

当該教諭の速度超過による運転は、教職員としての信頼を損なうものであって、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。このため、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定及び「教職員の懲戒処分及び公表の指針」に基づき、上記 2 の処分を行うこととした。

5 その他

- (1) 当該教諭の勤務校校長には管理責任を問い、所管の教育委員会において校長には口頭訓告が行われた。
- (2) 再発防止に向けた対応として、各県立学校長及び各市町村教育委員会教育長あてに、今回の事案を踏まえた服務規律確保の徹底について文書通知を行うとともに、今後の研修会・会議等の機会を通じて重点的に周知等を行う。